

文書番号

6-1-3

VER. 15

法的及びその他の要求事項の調査・登録要領

改訂 履歴	施行年月日	内容	施行年月日	内容
	平成 10 年 8 月 15 日	制定	平成 20 年 4 月 1 日	一部改訂
	平成 10 年 10 月 15 日	全部改訂	平成 22 年 4 月 1 日	一部改訂
	平成 11 年 2 月 1 日	一部改訂	平成 24 年 4 月 1 日	一部改訂
	平成 13 年 2 月 1 日	一部改訂	平成 25 年 4 月 1 日	一部改訂
	平成 14 年 10 月 1 日	一部改訂	平成 26 年 4 月 1 日	一部改訂
	平成 15 年 4 月 1 日	一部改訂	平成 27 年 4 月 1 日	一部改訂
	平成 18 年 4 月 1 日	一部改訂	平成 28 年 4 月 1 日	一部改訂
	平成 19 年 4 月 1 日	一部改訂		
規定 内容	第 1 章 総則			
	第 1 条 趣旨			
	第 2 条 適用範囲			
	第 3 条 用語の意義			
	第 2 章 要求事項の調査			
	第 4 条 実施時期			
	第 5 条 調査の実施			
	第 3 章 要求事項の登録			
	第 6 条 要求事項の登録			
	第 7 条 登録内容の維持			
付 則				

法的及びその他の要求事項の調査・登録要領

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 環境マネジメントシステムの構築及び見直し等にあたり、法的及びその他の要求事項の調査及び登録の手続き等を定める。

(適用範囲)

第 2 条 法的及びその他の要求事項の調査及び登録は、環境マネジメントシステムの対象となるすべての事務・事業について実施する。

(用語の定義)

第 3 条 この要領における用語の定義は次のとおりである。

- (1) 法的要求事項 法令、条例等により、環境への負荷を与える環境側面について、区が行う事務・事業が規制を受ける内容
- (2) その他の要求事項 区民との協定又は自ら定める基準等により、環境への負荷を与える環境側面について、区が行う事務・事業が規制を受ける内容

第 2 章 要求事項の調査

(実施時期)

第 4 条 法的及びその他の要求事項の調査及び登録は、環境影響評価の実施時に併せて行う。

- 2 法的及びその他の要求事項の変更または計画の変更があったときに行う。

(調査の実施)

第 5 条 法的及びその他の要求事項の調査は、環境管理責任者又は各実行部門長の指示により、各環境管理推進員が行う。

- 2 各環境管理推進員は、法的及びその他の要求事項の調査を環境影響評価要領第 5 条第 2 項に併せて行い、同要領第 5 条第 2 項の様式第 2～6 により当該実行部門長に提出する。

法的及びその他の要求事項の調査・登録要領

第 3 章 要求事項の登録

(要求事項の登録)

第 6 条 各実行部門長は、前条第 2 項及び第 7 条第 1 項の規定により提出された調査書を取りまとめ、環境管理責任者に提出する。

2 環境管理責任者は、環境管理事務局又は各実行部門長から提出された調査書を集約し、法的及びその他の要求事項の適用等について登録する。

(登録内容の維持)

第 7 条 環境関連法令に関係する課の環境管理推進員または環境管理事務局は、官報、東京都公報その他の情報により関連法令の制改廃を確認し、常に最新の内容を把握するとともに、制改廃の内容について関連部署に周知する。

2 環境管理推進員は、環境関連法令の制改廃等により登録した法的及びその他の要求事項を変更しなければならないときは、速やかに当該実行部門長を通じて環境管理責任者に対し、環境マネジメントマニュアル6.1.3順守義務における法的及びその他の要求事項登録表の変更を依頼する。

付 則 この要領は、平成 10 年 8 月 31 日から施行する。

付 則 この要領は、平成 10 年 10 月 15 日から施行する。

付 則 この要領は、平成 11 年 2 月 1 日から施行する。

付 則 この要領は、平成 13 年 2 月 1 日から施行する。

付 則 この要領は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

付 則 この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。